

# 大須賀 虔先生略歴・主要業績

## 職歴

大須賀 虔先生略歴・主要業績

昭和一九年四月一〇日生まれ	昭和三八年三月	立教小学校卒業
昭和三五年三月	立教中学校卒業	
昭和三八年三月	立教高等学校卒業	
昭和四二年三月	立教大学法学部法学科卒業	
昭和四六年三月	東京大学大学院法学政治学研究科修士過程修了	
昭和五〇年九月	東京大学大学院法学政治学研究科博士過程修了	
昭和五一年四月	成城大学法学部専任講師	
昭和五四年四月	成城大学法学部助教授	
昭和六一年四月	成城大学法学部教授	
平成五年四月～平成七年三月まで	成城大学教務部長	
平成六年四月～平成七年三月まで	成城大学入試広報部長	

平成八年十一月～平成十年一〇月 成城大学評議会評議員  
平成九年四月～平成十一年三月まで 成城大学就職部長  
平成十一年四月～平成十三年三月まで 成城大学評議会評議員  
平成十三年九月 成城大学名誉教授

## 主要業績

### I 著書

平成九年 注釈民事訴訟法(4)（二二〇～二三三二条）共著 有斐閣  
平成一〇年 注釈民事訴訟法(8)（三六〇～三六三三条）共著 有斐閣

### II 論文

- 昭和五三年 間接反証という概念の存在意義 成城法学一号
- 昭和五四年 民事上告制度目的論に関する若干の問題 成城法学三号
- 昭和五五年 民事上告に於ける上告許容性の境界づけに関する一考察 (一) 民商法雑誌八一巻五号
- 昭和五六六年 民事上告に於ける上告許容性の境界づけに関する一考察 (二・完) 民商法雑誌八二巻五号
- 昭和五七年 共同訴訟人の一の敗訴と訴訟費用の負担関係 新実務民事訴訟法講座三巻 (有斐閣)
- 昭和六〇年 上告制度の目的 講座民事訴訟法七巻 有斐閣
- 昭和六一年 破棄判決の拘束力の範囲について 成城法学二二二号
- 不確定概念の下での主要事実 成城法学二二二号

### III 判例研究等

昭和四五年 買戻された手形について手形金の支払いがあつた場合の否認権の行使の許否 法学協会雑誌八七巻六号

有限会社社員総会決議無効確認の請求は予備的に同決議取消の請求を含むか ジュリスト四五七号  
手形訴訟本案判決に対する控訴を異議申立てと解して原裁判所に移送することができるか ジュリスト四六五号

昭和四六年

先取特権の目的である破産者が商品取引所に預託した仲員保証金及び会員信認金が財団に組み入れられた場合破産法四七条五号の財團債権が成立するか ジュリスト四八〇号

昭和四七年

国際的契約に関して独禁法六条に基づいてなされた勧告審決の取消の訴の原告適格 ジュリスト五

〇二号

更正会社の管財人が数名いて職務分掌の定めがない場合に管財人のひとりが単独名義でした手形行為につき更正会社は責任を負うか ジュリスト五一九号

外国離婚判決に民訴法二〇〇条一項ないし三項を類推適用し離婚に伴う慰謝料請求権の準拠法を離婚の準拠法とした事例 ジュリスト五一一号

昭和五五年

合名会社の代表社員の職務執行停止・代行者選任の仮処分における職務代行者の報酬及び必要費用の性質・負担者等 ジュリスト七二三号

日本に営業所がある外国航空会社に対する損害賠償請求の訴えについてのわが国裁判所の管轄権  
ジュリスト七二九号

心証度による損害額の認定 ジュリスト民事訴訟法判例百選・第一版

昭和五七年

昭和五九年 外国判決不承認を求める訴えの適否 ジュリスト八一九号  
昭和六一年 外国離婚判決の承認 ジュリスト涉外判例百選 第二版  
平成七年 外国離婚判決の承認 ジュリスト涉外判例百選・第三版  
平成八年 非法人の当事者能力 国際私法の争点・新版

IV 解説

昭和五四年 上訴制度の目的 ジュリスト増刊・民事訴訟法の争点

民事訴訟法三九四条の再検討 民事訴訟法雑誌二五 法律文化社

売主の取戻権 破産・和議法の基礎 青林書院

問屋の取戻権 破産・和議法の基礎 青林書院

非法人の当事者能力 ジュリスト増刊・国際私法の争点

二重起訴の禁止 ジュリスト増刊・国際私法の争点

争点効を論ぜよ 別冊法学セミナー・司法試験シリーズ5 民事訴訟法

昭和五八年 上告 新民事訴訟法演習2 有斐閣

V 書評

昭和五三年 四宮和夫著「請求権競合論」成城法学二号

VI その他

昭和五九年

推薦基準について

成城教育四五号  
成城教育五七号  
成城教育六一號  
成城教育六九号  
成城教育七九号  
成城教育九九号  
成城教育一〇四号

昭和六〇年

研究集会の記録と特別寄稿を読んで  
「実技の授業での工夫」問題自体は古典的  
切り捨てない教育—眞の問題は何か—

昭和六二年

十八歳の学力

平成二年

つながりをどこに求めるべきか（初・中・高合同研究会に参加して）

平成一〇年

学生の就職の今後について

平成二一年

私の教育論—眞の問題は何か—

